



法人の電子申告

法人税申告書の電子申告が義務化へ

財務省と国税庁は、企業が法人税と消費税の税務申告をする際にインターネットを使用した電子申告を義務化する方針を打ち出しています。早ければ2018年度の税制改正大綱に盛り込まれ、**2019年度より電子申告が義務化を目指しています。**

電子申告は、2004年度より開始されました。2015年度では法人申告件数の約75%（約196万件）が利用されています。しかし、資本金1億円以上の大企業においては約52%（約1万件）となっているのが現状です。

大企業ほど電子申告が進まない理由

ではなぜ大企業ほど電子申告の普及が進まないのでしょうか。

中小企業の多くは税理士に税務申告書の作成を依頼しています。あわせて税理士は決算書類の作成にも深く関与しています。決算書で使用される勘定科目も標準的なものがほとんどです。提携している税理士事務所側も税務申告に対応している税務ソフト、会計ソフトを使用しています。そのため電子申告をする際もスムーズにできます。

大企業は決算書の作成において税理士の関与はあまりなく、特別な税務相談が中心です。大企業の多くは決算書

を自社で作成しています。しかも決算で使用される科目の名称もその企業によりまちまちで勘定科目が多く、経理ソフトも独自のシステムで構築されています。そこから電子申告化するには決算報告書を税務署様式に合わせるようにプログラムを見直し、変更又は連動できるようにしていくことになります。電子申告を開始する際には様々なシステム環境を整備する必要があります。そうすると時間だけでなくコストもかかります。



電子申告をした場合のメリット

・お客様のメリット

電子申告は代表者の電子署名で提出することができます。また、税理士に代理を依頼する場合、税理士の電子署名で送信できるため、法人税等申告書に代表者ご自身のご署名印をいただくことが無くなります。ご多忙のスケジュールの合間に来所していただくことなく、申告できます。

税務署へ提出に行く手間が無くなります。

紙の申告の場合、企業の規模で提出部数を考慮してコピーをする必要があります。そのような作業が無くなり省力化できます。

・国税局のメリット

紙による提出の場合、職員がその提出された紙を基に人による打込み作業が発生します。書類は最大9年間保管していますから保管倉庫が必要です。

電子申告をすればデータが送信されますので打ち込み作業がなくなり省力化できます。

保管倉庫のスペースも減らすことができます。



弊所の電子申告の対応

弊所自身の法人税等申告書は、電子申告が始まった時から電子申告を行っておりました。当初はペーパーレスどころか、申告書（別表）頁数が多くなり、見づらく税務署の省力化の為に思われました。その後改善され、紙の申告書とほぼ同じになり、使いやすくなってきました。そろそろ電子申告に移行する時期かと思っております。

法人税申告書（別表）は電子申告いたしますが、申告書に添付する決算書等は、企業が独自に作成されているものは、後日税務署に提出したいと考えております。決算書は企業の必要なも

のであり、無理に税務署に合わせる必要がないと考えております。

弊所では、法人税申告書を税務署に対応したソフトで電子化しておりますので、お客様の了承がいただければ、いつでも電子申告に移行できます。

電子申告化したことによる弊所の懸念と事務所の考え

法人決算をする際は、事前に必ずお客様と決算について打ち合わせを行っております。

お客様にとって最良の決算書を作成するには、日頃の月次処理はもちろんのこと、時には訪問し現状を確認させていただいております。綿密な打ち合わせと作成時間が必要です。その一年間の作成結果のご報告をして、代表者であるお客様からのご承認をいただいた書類を税務署へ提出しています。

法人税法では、申告書に代表者が署名押印することが、義務化されており、罰則規定もあります。申告書一枚一枚に署名押印していただくことによって責任を重く考えていただきたいとの主旨かと思えます。それを税理士が代行すると、申告書の提出が便利になりますが、事務的な業務になるのではないかと危惧いたしております。私共はお客様の代表者の方とは、従来以上に申告書についても詳しく説明を行います。

（担当 山本 修）

